

立法府が、速やかに「原発」国民投票法を制定し、  
「原発」国民投票を実施することを強く求めます

(2012年6月18日)

参議院議長

平田健二 様

関西電力大飯原発の再稼働をめぐる政府の強引な姿勢に対して、多くの国民が、為政者は「私たちの意思を確認し反映しないのか」、「いったい主権者は誰なんだ」と、不信感を日に日に募らせています。

再稼働の決定権は法制度的には内閣総理大臣にあります。しかしながら、原発については国会議員という私たちの代理人や議員が選んだ首相に委ねることなく、国民投票によって（実質的に）主権者が直接決定するのが道理ではないでしょうか。

そう考え、昨年「3.11」の後に、私たちは「みんなで決めよう「原発」国民投票」という市民グループを結成。詩人の谷川俊太郎氏や作家の浅田次郎氏ら5200人を超す賛同者（同封リーフレットを参照のこと）と共に、「原発」国民投票を実現させるための運動を展開しています。

この運動は、反原発を達成することを目的として進めているのではなく、憲法3原則の一つ「国民主権」をより豊かなものとするために行なっているのです。「主権」、すなわち国家の政治を最終的に決定する権利は私たちにあります。ところが、原発についてはその国民主権が形骸化していると言わざるを得ません。

「選挙」という間接民主制では、原発に関する国民の多数意思が、政治や行政に真っすぐ反映されないことが多々あります。例えば、国政選挙において当選した議員の多数派の「原発」に対す姿勢と「原発」をめぐる主権者の多数意思とは「ねじれ」が生じています（報道機関の世論調査で明らか）。選挙は、人物の魅力、支持する政党、いくつかの政策のパッケージなどを考慮して投票先を決めるものだから、どうしてもこのような「ねじれ」が起きることになります。

こうした「ねじれ」を回避し、国民主権の形骸化を防ぐには、「原発」の是非の決定を代理人である議員に委ねることなく、主権者に直接是非を問う国民投票を実施するしかありません。

子ども手当や高速道路の無料化など、一般的な政策課題の方向性については、政府や国会に委ねてもいいでしょう。だが、「原発」をどうするのかという課題は、軍隊を持つのか否か、交戦権を認めるのか否かを問う「9条改憲」と同様この国や世界の行く末に多大な影響を及ぼす最も重要な課題です。その決定を野田佳彦氏であれ誰であれ、首

相ら一部の政治家に委ねるわけにはいきません。

9条など憲法改憲については国会議員に発議権はあっても決定権がなく、国民投票で決める規定（憲法96条）になっていますが、原発の問題は憲法事項ではなくこれには当たりません。しかしながら、原発の是非は最重要課題なのだから、かつてスウェーデンが1981年に行なったように政府が「結果を最大限尊重する」という約束の下に行なう諮問型国民投票で決めるべきではないでしょうか（『「原発」国民投票』を参照のこと）。

欧州を中心に世界中で1150件以上の国民投票が実施されているのに、日本はまだ一度もその経験がありません。機は熟しました。速やかに「原発」国民投票法を制定し、これを実施すべく、参議院議員のみなさまが尽力されることを強く求めます。

みんなで決めよう『原発』国民投票

〒107-0052

東京都港区赤坂7-2-6

赤坂ナショナルコート507

TEL/FAX 03-6434-0579